第 185 期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

定 時 株 主 総 会

電子提供措置事項のうち

事業報告

「会社の新株予約権等に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」 「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方 に関する基本方針」

連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

西日本鉄道株式会社

上記事項につきましては、法令および定款第 18 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

事 業 報 告

会社の新株予約権等に関する事項

職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権		
新株予約権の割当日	2010年8月6日	2011年8月5日	2012年8月3日		
新株予約権の数					
当社取締役	23個	26個	28個		
保有人数					
当社取締役	1名	1名	1名		
新株予約権の目的である株式の種類 および数	当社普通株式 4,600株	当社普通株式 5,200株	当社普通株式 5,600株		
新株予約権の払込金額	1株当たり 1,405円	1株当たり 1,315円	1株当たり 1,260円		
新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円		
新株予約権の行使期間	2010年8月7日 ~2040年8月6日	2011年8月6日 ~2041年8月5日	2012年8月4日 ~2042年8月3日		
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、 監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に 限り、新株予約権を行使することができる。				

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権		
新株予約権の割当日	2013年8月2日	2014年8月8日	2015年7月31日		
新株予約権の数					
当社取締役	44個	41個	28個		
保有人数					
当社取締役	1名	1名	1名		
新株予約権の目的である株式の種類 および数	当社普通株式 8,800株	当社普通株式 8,200株	当社普通株式 5,600株		
新株予約権の払込金額	1株当たり 1,550円	1株当たり 1,595円	1株当たり 2,585円		
新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円		
新株予約権の行使期間	2013年8月3日 ~2043年8月2日	2014年8月9日 ~2044年8月8日	2015年8月1日 ~2045年7月31日		
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、 監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間 に限り、新株予約権を行使することができる。				

- (注) 1. 社外取締役および監査等委員である取締役は、新株予約権を保有していません。
 - 2. 2017 年 10 月 1 日付で行った普通株式 5 株を 1 株とする株式併合により、「新株予約権の目的である株式の種類および数」および「新株予約権の払込金額」を調整しております。

事 業 報 告

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制について次のとおり決議しています。

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、下記のとおり決定する。 なお、これらの体制については、運用状況や内部監査報告等を踏まえて、適宜見直しを行うものと する。

- ① 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役会を原則として月1回開催するほか必要に応じて開催することにより、取締役間の相互 監視機能を確保する。
 - イ. 監査等委員会設置会社を採用するとともに、執行役員制度を導入し、重要な業務執行の決定を幅広く社長執行役員に委任することで監督と業務執行の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任し、取締役の職務執行に対する取締役会の監督機能を高める。
 - ウ. 毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する。
 - エ. 法令・倫理遵守のための行動規範となるコンプライアンス方針を制定するとともに、取締役その他の役員は、当社の定めるコンプライアンス方針を率先して遵守する。また、具体的行動指針となるコンプライアンスマニュアルを定め配布する。また、その浸透を図るため社長執行役員または社長執行役員が指名する執行役員が統括する部門横断組織を設置し、教育・アンケートを実施する。
 - オ. 違反行為の早期発見・是正を図るため、社内外に内部通報窓口を設置するとともに、内部通報窓口の運営規程にて通報者の不利益取扱いを禁止する。
 - カ. 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととし、その旨をコンプライアンス方針において明記する。
 - キ. 内部統制システムの整備・改善を推進するため、内部統制システムの運用状況の評価を毎年実施し、その結果を取締役会へ報告する。また、財務報告の信頼性向上のため、内部統制全般について各部門長を対象に自己評価を実施するとともに、関連業務における重要なリスクの洗い出しとコントロールの有効性の確認を行う。
 - ク. 業務の適法性と妥当性を確保するため、社長執行役員の命により、監査部が内部監査を実施する。
 - ケ. 必要に応じて意見を聞けるよう弁護士等の外部の専門家と契約を結ぶ。
- ② 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 職務執行に係る文書その他の記録について、文書取扱規則に基づき関連資料とともに保存・管理 する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 各部門に関するリスクのうち重要なものについて、経営計画で対応策を策定し、その実施状況 について毎年評価を行う。
 - イ.全社的なリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なもの について、社長執行役員または、社長執行役員が指名する執行役員が統括する部門横断組織を 設置して対応する。
 - ウ. 自然災害や事故等の危機について、危機管理規程および緊急事態対応規程に基づき適切かつ迅速に対応する。
- ④ 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会決議に基づき重要な業務執行の決定を社長執行役員に委任する。

- イ. 取締役会決議および職務権限規程に基づき社長執行役員の権限を執行役員および他の使用人に 委譲し、専門性に基づく効率化、相互牽制による適正化を図る。
- ウ. 社長執行役員および関係する執行役員で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について方向性を決定するとともに、必要な報告を受ける。
- エ. 社長執行役員、部門担当執行役員で構成する常務会を設置し、社長執行役員決裁事項その他重要事項について審議するとともに、業務執行状況の把握・監督を行う。
- オ. 経営計画において具体的な数値目標を設定し、達成状況を毎月取締役会に報告する。
- カ. 全社的に取り組むべき経営課題については必要に応じ部門横断組織を設置する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. グループ経営規程を制定し、事業分野ごとに区分した子会社を当社の関係部門が支援し、連携 を図る主管部制の下、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - i. グループ全体のコンプライアンスが推進されるよう、社内規程やマニュアルの共通化、子会社を対象とする研修等を実施するとともに、一般管理部門による指導支援を行う。また、子会社が当社の内部通報窓口を利用できる環境を整え、通報者の不利益取扱いを禁止する。
 - ii. グループ経営規程に基づく子会社からの報告、必要に応じた監査部による調査等により、グループ会社の業務の状況の把握に努める。
 - iii. 子会社に関するリスクのうち重要なものについて、子会社の経営計画の中で策定される対応 策とその実施状況の報告を受ける。
 - iv. グループ全体に関するリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、 特に重要なものについて、当社社長執行役員または社長執行役員が指名する執行役員が統括 する部門横断組織を設置し、グループ横断的に対応する。
 - イ.会計、給与計算、福利厚生等の各社に共通する業務を効率化し、適正を確保するため、専門の 子会社を設立し、集中処理を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ア. 監査等委員会の職務の補助を行うため、監査等委員会の下に監査等委員会室を設置し、専任の 使用人を配置する。
 - イ. その他、監査等委員会が関係部門の使用人に対し監査等委員会の職務の補助を要請した場合は、 その要請を最大限尊重する。
 - ウ.監査等委員会室に属する使用人の人事については、監査等委員会と協議し、決定する。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制
 - ア. 監査等委員でない取締役および使用人は、次の各号に定める事項について監査等委員会に対し、 直接または取締役会・常務会その他重要な会議を通じて説明、報告する。
 - i. 毎月の経営状況
 - ii. 社長執行役員決裁事項その他重要な決定事項
 - iii. 重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iv. 内部通報窓口の運用状況・通報内容(子会社からの通報含む)
 - v. その他重要な事項
 - イ.子会社の取締役、監査役および使用人は、次の各号に定める事項について当社の監査等委員会 に対し、直接または主管部を通じて説明、報告する。
 - i. 四半期ごとの経営状況
 - ii. 重要な決定事項
 - iii. 重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iv. 内部通報窓口の運用状況
 - v. その他重要な事項
 - ウ. 前二項の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益取扱いを行わない。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関する事項 監査等委員がその職務を執行するにあたり必要な費用は、監査等委員の請求に応じてこれを支出

する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査の実効性向上を図るため、内部監査を担当する監査部は監査計画立案に際し監査等委員会と 協議し、監査の経過および結果を報告する。

(2) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 職務執行の法令・定款適合性確保のための体制

当事業年度においては、取締役会を計16回開催し、社長執行役員の業務執行状況の監督等を行ったほか、取締役・担当執行役員を対象として実施した前年度に係る「取締役会の実効性に関するアンケート調査」の結果を共有するとともに、取締役会における議論活性化の取り組みを継続するなど、実効性のより一層の向上を図りました。

また、グループ全従業員を対象としたコンプライアンスに関するアンケート調査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、各部門・各子会社において、それぞれの結果に基づいた課題抽出および改善計画の作成を行いました。

さらに、内部通報窓口に通報された事案については、担当部署が関係部門・会社とともに調査・ 対策を実施したうえで、社長執行役員をはじめとする執行役員や常勤監査等委員が出席するESG 推進会議において、グループ全体の通報内容の傾向等を共有し意見交換を実施しました。また、通 報内容および対応結果を監査等委員会に、運用状況を取締役会に、それぞれ定期的に報告しました。

② 職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書の適切な保管・廃棄を確実に行うとともに、電子文書を含む文書のより適正かつ効率的な保護、管理、活用を図るため、種類に応じた管理体制の再整備に取り組みました。

③ 損失の危険の管理に関する体制

全社的なリスク認識を踏まえて策定した「第16次中期経営計画 2024年度計画(以下、2024年度 計画)」を着実に実行するとともに、事業環境の変化等を踏まえた「第16次中期経営計画 2025年 度計画(以下、2025年度計画)」を策定しました。

また、ESG推進会議において、重要リスクについての議題等ESGに関する重要事項の方針や 方向性について協議するとともに、社内の会議等を通じてグループ全体への浸透を図りました。

さらに、全社的なリスクのうち特に重要なものについては、ESG推進会議のほか、西鉄グループ安全マネジメント委員会、西鉄グループICTマネジメント委員会等の部門横断組織において、対応方針等に基づいた取り組みを行いました。

そのほか、危機管理規程に基づき訓練を行ったほか、自然災害発生時は、緊急事態対応規程に基づき、注意喚起や被害状況の集約等の対応を行いました。

④ 職務執行の効率性確保のための体制

職務権限規程に基づく権限委譲を行うとともに、経営会議において経営上の重要事項について方向性を決定し、常務会で社長執行役員決裁事項その他重要事項について審議するなど、効率的な職務遂行に努めました。

また、2025年度計画を、常務会における審議を経て取締役会で決定しました。さらに、サステナビリティを巡る課題等ESGに関する重要課題については、ESG推進会議で方針や方向性を協議し、取締役会に適宜報告しました。

そのほか、人財の確保、定着に向けた、待遇改善や自己成長支援等の施策を実施するとともに、「人的資本経営プロジェクト」の取り組みとして、ESG推進会議等において人財戦略に関する議論を行い、2025年度計画に、必要な人事施策を追加しました。また、「西鉄グループDX・ICT委員会」を、グループ全体のICT統制・管理に特化した「西鉄グループICTマネジメント委員会」に改め、情報の適切な管理とセキュリティの確保に努めました。

⑤ 企業集団における業務の適正確保のための体制

全執行役員が参加する執行役員会を開催し、グループ経営の方針や方向性等について討議しまし

た。また、常勤取締役および全執行役員ならびに当社部長および関係会社社長が参加する西鉄グループ経営戦略会議を開催し、経営計画や課題について共有しました。

さらに、海外事業に関する管理・支援体制の見直しに取り組み、海外子会社へのヒアリング調査を行ったほか、各社における内部統制の整備指針を策定しました。

そのほか、コンプライアンスや、グループ全体に関するリスクのうち特に重要なものについては、 部門横断組織を設置して対応するなどグループ横断的に取り組んでおり、その内容は上記①から④ までの記載に含まれています。

一方、監査部が、監査計画に基づき関係会社に対する内部監査を実施し、内部統制上の課題を指摘して改善策を策定、実施させました。

⑥ 監査等委員会監査の実効性確保のための体制

監査部が監査計画立案に際し監査等委員会と協議したほか、毎月開催する監査連携会議において 内部監査の実施状況を報告するなど、監査等委員会監査の実効性確保に努めました。

事 業 報 告

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益 に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を 伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき行われるべきものと考 えています。

当社株式の買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆さまが最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収後の当社の経営方針、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針実現のための取組みの具体的内容の概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

変化の激しい時代にあって、当社が企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくためには、地域の交通機関として利用者および地域社会に支持され、より存在感のある企業グループとして発展していくことが必要です。そのために、当社は、「『出逢いをつくり、期待をはこぶ』事業を通して、"あんしん"と"かいてき"と"ときめき"を提供しつづけ、地域とともに歩み、ともに発展します。」という「にしてつグループの企業理念」に基づき、①お客さまの期待に応え、何より安全で、良質なサービスを提供し続けていくこと、②人間性を尊重し、人を活かし育む「人を活かす経営」を実践していくこと、③時代の要請を的確にとらえ、社会の共感を得られる新しい事業価値を創造していくこと、④個性や自立性を尊重し、連携、協働しあってグループの総合力を発揮していくことに努めております。

当社は、2022 年度に、2035 年度を目標年次とする長期ビジョン「にしてつグループまち夢ビジョン 2035 『濃やかに、共に、創り支える~Grow in harmony with you~』」(以下、「まち夢ビジョン 2035」といいます。)を策定しました。

これは長期的な経営環境が先行き不透明な時代においてもサステナブルに成長していくため、こ

れまでの事業モデルの延長線ではなく、想定した未来像からのバックキャストで策定したものであ り、当社グループが実現したい社会と提供していたい価値、その達成に向けた基本的な事業戦略等で 構成されております。

また、まち夢ビジョン 2035 の実現に向けた第 1 ステップとして、「第 16 次中期経営計画(2023 年度~2025 年度)」(以下、「第 16 次中期経営計画」といいます。)を策定しました。第 16 次中期経営計画では、テーマを、「サステナブルな成長への挑戦~Challenge for sustainable growth~」とし、重点戦略として、①構造改革の継続と事業基盤の整備・再構築、②持続可能で活力あるまちづくりの推進、③成長事業の拡充と新たな稼ぐ力の創出、④サステナブル経営の強化、⑤安全あんしんの追求の5つを掲げ、将来に向けた持続可能な公共交通事業の構築、福ビル街区建替プロジェクトの完遂や、ノウハウを活用した固定資産に頼らない事業モデルの基盤構築、新領域事業への挑戦、多様な人財を確保するための賃金を含めた労働条件の見直し等に取り組んでおります。

さらに 2025 年度計画として、第 16 次中期経営計画の最終年度目標の達成に向け、必要な施策の追加・修正を反映した計画を策定しました。天神ビッグバン等の福岡都心部の再開発、福岡空港の増設滑走路供用開始、九州における半導体関連産業の集積等、福岡・九州における事業環境の変化を適切に捉え、企業価値を高める成長戦略を推進してまいります。

そのほか、当社は、重要な業務執行の決定を幅広く社長執行役員へ委任することを通じて、迅速な意思決定を実現するとともに業務執行に対する取締役会の監督機能を強化すること、取締役会において議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより監査の実効性を高めることが、当社の企業価値向上のために有効であるとの考えのもと、監査等委員会設置会社を採用しております。また、現在の取締役10名のうち5名を社外取締役、取締役会における独立社外取締役の割合を40%(独立社外取締役4名、うち監査等委員である取締役3名)とするなど、当社経営に対する監督・監視機能の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを 防止するための取組みの概要

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、株主の皆様の承認を条件として、「当社株式の大量取得行為に関する対応方針」を更新することを決議し、同年6月27日開催の第184期定時株主総会(以下「第184期定時株主総会」といいます。)において、当該対応方針を更新することの承認を得ております(以下、更新後の当該対応方針を「本プラン」といいます。)。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会による株主の皆様への代替案の提案や株主の皆様によるかかる大量買付に応じるべきか否かの判断のために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者等が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、約2分の1まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することといたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、原則として、第 184 期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社のまち夢ビジョン 2035、第 16 次中期経営計画、2024 年度計画およびコーポレート・ガバナンスの強化のための上記施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに上記基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、上記基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、同じく上記基本方針に沿うものです。さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足しているほか「企業買収における行動指針」にも準拠していること、第 184 期定時株主総会において株主の承認を得たうえ更新されたものであること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約 3 年間と定められたうえ、当社取締役会により廃止できるものとされていること、監査等委員会設置会社では、監査等委員でない取締役の任期は 1 年と定められていること等により、その公正性・客観性が担保されております。したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

西日本鉄道株式会社

(単位:百万円)

													()	単位:百万円)
				株主資本	;		その他の包括利益累計額							
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本	その他	繰 延 ヘッジ	為替換算	退職給付	その他の	新株予約権	非 支 配	純 資 産
						合 ii	有 価 証 券評価差額金		調整勘定		包括利益累計額合計		株主持分	合 計
当期首残高	2	26,157	12,137	164,941	△ 1,576	201,659			9,029			263	6,542	235,839
当期変動額														
剰余金の配当				△ 3,142		△ 3,142								△ 3,142
親会社株主に帰属する当期純利益				20,810		20,810								20,810
自己株式の取得					△ 3,008	△ 3,008	3							△ 3,008
自己株式の処分			△ 17		113	95	;							95
利益剰余金から 資本剰余金への振替			17	△ 17										
株主資本以外の項目の 当期							△ 2,621	630	4,131	3,105	5,245	△ 31	231	5,445
当期変動額合計				17,650	△ 2,894	14,755	△ 2,621	630	4,131	3,105	5,245	△ 31	231	20,200
当期末残高	2	26,157	12,137	182,591	△ 4,471	216,414	11,977	726	13,161	6,753	32,618	232	6,774	256,039

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連 結 の 範 囲 に 関 す る 事 項

連結子会社は㈱西鉄ストア、西鉄エム・テック㈱等81社です。

当連結会計年度より新たに㈱Nishitetsu One Style、西鉄アセットマネジメント㈱を連結の範囲に含めています。

2. 持 分 法 の 適 用 に 関 す る 事 項

関連会社46社のうち九州急行バス㈱等41社の投資について持分法を適用しています。

当連結会計年度より新たに関連会社となったParagon Dai Phouc Company Limitedについて持分法を適用しています。

関連会社の大分ICカード開発㈱並びに当連結会計年度より新たに関連会社となったASD Range Vista MM LLC等 5 社については、当期純損益及び

利益剰余金等のうち持分に見合う額が連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、これらの会社についての投資は持分法を適用せず原価法により評価しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券償却原価法

そ の 他 有 価 証 券 市場価格のない株式等以外のもの:決算日の市場価格等に基づ、時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等:移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、

持分相当額を純額で取り込む方法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販 売 土 地 建 物

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法 (一部の連結子会社については定額法)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物

附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

鉄道事業固定資産の構築物のうち、取替資産については、取替法を採用しています。

② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

③ リ - ス 資 産

引

当

金

金

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸 倒

債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別

に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞 与 引 当

従業員に対する賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しています。 取締役及び執行役員等に対する賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 彸 昌 筡 當 与 리 当 余 昌 等 退 職慰労 引当 余 役 金

一部の連結子会社において、役員等の退職慰労金の支出に備え、役員等の退職慰労金に関する内規に基づく基準額を

計上しています。

⑤ 株 式 報 酬 引 当 金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役並びに役付執行役員及び 執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、電車、バス等による旅客の輸送サービスに加え、住宅の販売、食料品の販売、貨物の運送サービスや宿泊サービスの提供などを主な事業活動として行っています。

これらに係るサービスの提供については、役務提供完了時点に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、一定期間にわたる契約の場合は、履行義務が一定期間にわたり充足されると判断し、期間に応じて収益を認識しています。商品及び製品の販売については、引き渡しが行われた時点で履行義務が充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しています。なお、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しています。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰 延 資 産 の 処 理 方 法 ② 工 事 負 担 金 等 の 会 計 処 理 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

当社及び一部の連結子会社は、国又は地方公共団体等より丁事費の一部として丁事負担会等を受けています。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して 計しています。

なお、連結損益計算書においては、受託工事金受入額及び負担金等受入額として特別利益に計上するとともに、固定 資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しています。 ③ 退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備え、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額

を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる

方法については、主に給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年~10年)による定額法により

眉益処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年~10年)

による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しています。

④ のれんの償却期間及び償却方法

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間(10年)を合理的に見積り、定額法により償却を行って

います。

⑤ グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに関示を行っています。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度について)

当社は、第176期定時株主総会決議に基づき、役員向け株式報酬制度を導入しています。その対象者は、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く。)並びに役付 執行役員及び執行役員(以下「取締役等」という。)としています。

①取引の概要

本制度では、役員報酬 B I P信託と称される仕組みを採用しています。これは、信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を役位や業績目標の達成度に応じて、原則として取締役等の退任時に交付及び給付するものです。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額(付随する費用の金額を除く。)により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しています。 なお、当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、997百万円及び 385千株です。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の 期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 – 3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 – 2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、 2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年 3 月22日)を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微です。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。 なお、前連結会計年度の「為替差益」は、295百万円です。

前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。 なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却益」は、5百万円です。

前連結会計年度において、独立掲記していた特別利益の「固定資産売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度では特別利益の「その他」に含めて表示しています。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失226 百万円有形固定資産457,627 百万円無形固定資産4,577 百万円

(2) 会計上の見積りの内容

· ①金額の算出方法

当社グループは、主に減損の兆候が認められた資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。割引前将来キャッシュ・フローは、現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し、経済的残存使用 年数にわたる将来キャッシュ・フローを見積もって算出しています。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、賃貸施設における想定稼働率、シニアマンションにおける想定入居率などです。当該仮定は、西鉄グルーブ第16次 中期経営計画(2023年度~2025年度)の最終年度目標の達成に向け、追加・修正を反映した2025年度計画を基礎とし、今後の施設毎の需要等の予測に基づき算出しています。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループでは、合理的な仮定に基づき、将来キャッシュ・フローを算定していますが、将来予測にあたっては不確定要素が多く、今後、見直しが必要となった場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産 103,316 百万円 560 百万円 その他の投資その他の資産 45 百万円 商品及び製品 投資有価証券 31 百万円 4 百万円 現金及び預金 103,957 百万円 計

(2) 担保に係る債務

29,347 百万円 長期借入金(1年以内返済予定額を含む) 523 百万円 支払手形及び買掛金 29,871 百万円 計 458,663 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3. 保証債務

当社グループは下記の会社等の借入金及び営業取引に係わる債務に対し、次のとおり保証を行っています。

保証債務

新栄町商店街振興組合 104 百万円 西鉄自然電力合同会社 85 百万円 介護福祉士人材 (修学資金) 3 百万円 合 計 193 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数

79,360 千株 普通株式

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,779	22.50	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	1,363	17.50	2024年9月30日	2024年11月29日

- (注) 1. 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式に対する配当金 9百万円を含めています。
 - 2. 2024年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式に対する配当金 6 百万円を含めています。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,751	利益 剰余金	22.50	2025年3月31日	2025年6月30日

- (注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式に対する配当金 8百万円を含めています。
- 3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数 普通株式 72 千株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、各事業の設備投資計画等に基づき、必要な資金を調達(主に銀行借入や社債発行)しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、 短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しています。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行いません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い回収懸念の早期把握を行うこと等により軽減を図っています。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価を把握しています。

支払手形及び買掛金は、概ね1年以内の支払期日です。また、その一部については国際物流事業の輸出入取引に係るものであり、リスクを軽減するため、為替予約取引を行っています。なお、一部の支払手形及び買掛金については、為替予約(振当処理)の対象とされており、円貨建債務とみて、他の支払手形及び買掛金と同様に取扱っています。 短期借入金は主に営業取引に係る運転資金です。社債、長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	29,378	29,378	-
(2) 社債(1年以内償還予定額を含む)	(175,000)	(160,361)	(△14,638)
(3) 長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	(163,085)	(158,429)	(△4,656)
(4) デリバティブ取引	(1)	(1)	-

- (注) 1. 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しています。
 - 2. 負債に計上されているものについては、()で示しています。
 - 3. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 33,645百万円)については、「(1)投資有価証券」には含めていません。
 - 4. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めていません。 当該出資の連結貸借対照表計上額は 1,642百万円です。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定にかかるインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインブットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)							
医刀	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計				
投資有価証券								
その他有価証券								
株式	29,378	-	-	29,378				
その他	-	-	50	50				
資産計	29,378	-	50	29,428				
デリバティブ取引								
通貨関連	-	1	-	1				
負債計	-	1	-	1				

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)						
运 力	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計			
社債(1年以内償還予定額を含む)	-	160,361	-	160,361			
長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	-	158,429	-	158,429			
負債計	-	318,790	-	318,790			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

その他

非上場株式の新株予約権付社債で取得価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して直近の時価を見積もっており、 その時価をレベル3に分類しています。なお、投資時期と連結会計年度末が近く、時価と取得価額が近似すると考えて取得価額をもって時価としています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は期末時点における先物為替相場に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

社債(1年以内償還予定額を含む)

当社の発行する社債の時価は、相場価格を用いて評価しています。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金(1年以内返済予定額を含む)

長期借入金(1年以内返済予定額を含む)の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報については、重要性が乏しいため、注記を省略しています。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸オフィスビルや商業に小等を有しています。このうち、当社が有している賃貸オフィスビルや商業施設の一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としています。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度末の時価は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	52,474	91,028
賃貸等不動産として 使用される部分を含む不動産	116,823	218,998

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額もしくは指標等を用いて合理的な調整を行い算出した金額です。
 - 3. 開発中物件は、時価を把握することが極めて困難であるため、上記の表中には含まれていません。なお、開発中物件の当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、9,561百万円です。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産
 2. 1株当たり当期純利益
 3,214円37銭
 267円21銭

(重要な後発事象に関する注記)

(固定資産(信託受益権)の譲渡)

当社は、保有する一部の固定資産(信託受益権)について、2025年4月4日に譲渡しました。 その概要は、次のとおりです。

1 譲渡の理由

当社は、不動産流動化によるファンドスキームでの外部資金の活用を推進し、資本効率の維持向上を図るため、当社の保有する 固定資産の一部を流動化し、譲渡しました。

2 譲渡資産の内容

譲渡資産は、当社が福岡市内に保有するオフィスビル及び賃貸マンション合わせて3棟であり、譲渡益は3棟合計で約45億円です。

なお、譲渡益は譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る費用等の見積額を控除した概算額です。

本件譲渡は、本件不動産の所有権を信託銀行に移転したうえで、同日付で本件不動産に信託受益権を設定するとともに、

当該信託受益権を相手先へ譲渡するものです。

3 譲渡先の概要

当該信託受益権は、当社の第2号私募ファンド案件で組成した合同会社NNRファンド第2号に対して譲渡しました。 なお、当社は譲渡先に匿名組合出資をしておりますが、その他に資本関係、人的関係、取引関係として特記事項はなく、関連当事者には該当しません。

4 譲渡の日程

契約締結日 2025年4月4日 物件引渡日 2025年4月4日

5 業績に与える影響

当該固定資産の譲渡により、2026年3月期第1四半期連結会計期間において、固定資産売却益約45億円を特別利益に計上する予定です。

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、 自己株式取得に係る事項について決議しました。

その概要は、次のとおりです。

1 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

なお、自己株式の取得にあたっては、政策保有株式の保有目的に応じた保有規模の見直し等による売却資金を充当いたします。

2 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類 当社普通株式(2)取得し得る株式総数 200万株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.57%)

(3) 株式の取得価額の総額 53億円(上限)

(4) 取得期間 2025年5月12日~2025年11月28日

(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け(立会外買付取引を含む。)

(ご参考) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)77,860,929株自己株式数1,499,257株

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							
	運輸業	不動産業	流通業	物流業	レジャー・ サービス業	計	その他	合計
鉄道事業	22,595					22,595		22,595
バス事業	55,288					55,288		55,288
賃貸事業		32,841				32,841		32,841
住宅事業		43,606				43,606		43,606
ストア事業			65,927			65,927		65,927
生活雑貨販売業			6,054			6,054		6,054
国際物流事業				154,941		154,941		154,941
国内物流事業				10,948		10,948		10,948
ホテル事業					31,854	31,854		31,854
旅行事業					3,180	3,180		3,180
娯楽事業					5,350	5,350		5,350
その他	14,226	16,255			13,826	44,308	31,667	75,976
内部営業収益	△12,012	△16,837	△98	△18,482	△5,918	△53,349	△11,721	△65,070
外部顧客に対する売上高	80,097	75,866	71,883	147,407	48,294	423,549	19,946	443,495
顧客との契約から生じた収益	77,736	57,719	71,525	147,407	48,072	402,461	19,507	421,969
その他の収益	2,360	18,147	357	-	222	21,087	439	21,526

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ICカード事業、車両整備関連事業、建設関連事業及び金属リサイクル事業を含んでいます。
 - 2. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日) に基づく賃貸収入等です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 運輸業

電車、バス等による旅客の輸送サービスの提供を主に行っています。

輸送サービスには主に定期外収入と定期収入があり、定期外収入は顧客が目的地に着いた時点で履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しています。 定期収入は通用期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり均等に収益を認識しています。 取引の対価は前受金の受領、または、履行義務を充足した時点等に受領しています。

(2) 不動産業

オフィスビル・商業施設及び賃貸住宅等の施設の貸付や、戸建住宅や分譲マンションの販売を主に行っています。

施設の貸付は「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に従い、リース取引として、その発生期間に収益を認識しています。

戸建住宅や分譲マンションの販売は、顧客に住居が引き渡された時点で、顧客が当該資産に対する支配を獲得することから、引渡し時点で履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しています。

取引の対価は履行義務を充足する前に概ね受領しています。

(3) 流通業

生鮮食品や日用品、生活雑貨等の商品販売を主に行っています。

商品販売については、顧客に商品が引き渡された時点で、顧客が当該資産に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しています。 取引の対価は履行義務の充足時点である商品引渡し時を中心に、概ね1ヶ月以内に受領しています。

なお、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しています。

(4) 物流業

航空機や船舶等を利用して貨物を運送するサービスの提供を主に行っています。

貨物を運送するサービスについては、顧客と合意した地点に貨物が到着した時点で、顧客がその便益を享受できることから、履行義務が充足されると判断し、到着日に収益を認識しています。

取引の対価は履行義務を充足してから、概ね3ヶ月以内に受領しています。

(5) レジャー・サービス業

宿泊施設や娯楽施設に関して、施設及びサービスの提供を主に行っています。

宿泊施設については、顧客が客室を利用し、宿泊サービスの提供が完了した日毎に履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しています。

娯楽施設については、施設またはサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しています。

取引の対価は前受金の受領、または、履行義務を充足した時点等に受領しています。

(6) その他

その他は、「車両整備関連事業」、「建設関連事業」を主に行っています。

「車両整備関連事業」は、車両の修繕、補修、点検等の整備業務の提供を主に行っており、整備作業完了時をもって履行義務が充足されると判断し収益を認識しています。 取引の対価は履行義務を充足してから、概ね1ヶ月以内に受領しています。

「建設関連事業」は、施設、設備等の設計及び施工業務の提供を主に行っており、工事の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、履行義務の進捗に応じて収益を認識しています。 なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、履行義務の進捗に応じて収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる 収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社グループの契約残高は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	36,651
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	49,894
契約資産(期首残高)	2,931
契約資産(期末残高)	661
契約負債(期首残高)	17,155
契約負債(期末残高)	17,289

- (注) 1. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は 5,829百万円です。
 - 2. 当連結会計年度において契約資産及び契約負債の残高の重要な変動はありません。
 - 3. 契約資産は、工事契約等において、進捗度に応じて認識した収益に係る期末日時点で未請求の連結子会社の権利に関するものです。

契約資産は、顧客の検収を受けた時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約資産は、連結貸借対照表において「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めています。

契約負債は、主に不動産業におけるシニアマンション入居一時金や、運輸業における定期券の前受金に関するものです。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債は、連結貸借対照表において「前受金」、「その他の流動負債」、「預り保証金」に含めています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。

残存履行義務に配分した取引価格の主な内容は、不動産業におけるシニアマンション入居一時金や、その他「建設関連事業」等における工事契約に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	当連結会計年度
1年以内	3,350
1年超2年以內	1,511
2年超3年以內	1,318
3年超	7,903
合計	14,083

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日 から 2025年3月31日 まで)

西日本鉄道株式会社

																			(単位	: 百万円)
							株主	資本							評 価・	換質	草 ء	差額 等		
		資	i 本 剰 余	金				利益剰	余 金										1	
	資本金	資 本	その他	資 本	利 益			その	也利益剰余金	È		利 益	自己	株 主	その他	繰	延言	评 価・	新 村	純資産
		準 備 金	資 本	剰余金	準備金	特別償却	固定資産	買換資産	特定株式	別途	繰越利益	剰余金	株 式	資 本	有価証券	ヘッ	ジź	負算差額	予 約 村	合 計
			剰余金	合 計		準 備 金		圧縮特別		積立金	剰 余 金	合 計		合 計			益等	等 合 計		
							積立金	勘定積立金	積立金						差額金					
当期首残高	26,157	12,914	_	12,914	5,054	-	15,033	677	17	70,150	24,925	115,858	△ 1,576	153,354	14,330		3	14,333	26	167,952
当期変動額																				
剰余金の配当											△ 3,142	△ 3,142		△ 3,142						△ 3,142
特別償却準備金の積立						200					△ 200									
固定資産圧縮積立金の 積立							694				△ 694									
固定資産圧縮積立金の 取崩							△ 299				299									
買換資産圧縮特別勘定 積立金の取崩								△ 677			677									
別途積立金の 積立										17,000	△ 17,000									
当期純利益											20,075	20,075		20,075						20,075
自己株式の取得													△ 3,008	△ 3,008						△ 3,008
自己株式の処分			△ 17	△ 17									113	95						95
利益剰余金から 資本剰余金への振替			17	17							△ 17	△ 17								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)															△ 2,597	Δ	∆ 5	△ 2,602	△ 3	1 △ 2,634
当期変動額合計						200	395	△ 677		17,000	△ 2	16,915	△ 2,894	14,020	△ 2,597	Δ	√ 2	△ 2,602	△ 3	1 11,386
当期末残高	26,157	12,914	_	12,914	5,054	200	15,428		17	87,150	24,923	132,774	△ 4,471	167,374	11,732	Δ	1	11,731	23	2 179,338

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 満 期 保 有 目 的 債 券
 - ②子会社株式及び関連会社株式
 - ③その他有価証券

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法 ①販売土地建物

② 貯 蔵 品 2.固 定 資 産 の 減 価 償 却 の 方 法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

 (3) リース資産

 3. 引当金の計上基準

 (1)貸倒引当金

引 (2) 賞 与 当 余 (3) 役 員 等 嘗 与 引 当 金 (4) 退 膱 給 付 리 当 余

(5)株 式 報 酬 引 当 金

(6) 関係会社事業損失引当金 4.収益及び費用の計上基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)繰延資産の処理方法

(2) 工 事 負 担 金 等 の 会 計 処 理

(3)退職給付に係る会計処理

(役員向け株式報酬制度について)

当社は、第176期定時株主総会決議に基づき、役員向け株式報酬制度を導入しています。その対象者は、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く。)並びに役付 執行役員及び執行役員(以下「取締役等」という。)としています。

(1)取引の概要

(追加情報)

本制度では、役員報酬BIP信託と称される仕組みを採用しています。これは、信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を役位や業績目標の達成度に応じて、原則として取締役等の退任時に交付及び給付するものです。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額(付随する費用の金額を除く。)により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しています。なお、当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、997百万円及び 385千株です。

償却原価法

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外のもの:決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等:移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 鉄道事業固定資産の構築物のうち、取替資産については、取替法を採用しています。

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しています。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

従業員に対する賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しています。

取締役及び執行役員等に対する賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しています。

従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事 業年度末において発生していると認められる額を計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給 付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額 法にむり損益処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しています。

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役並びに役付執行役員及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額に基づき計上しています。関係会社の事業の損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しています。

当社は、電車、バス等による旅客の輸送サービスに加え、住宅の販売、貨物の運送サービスの提供などを主な 事業活動として行っています。

これらに係るサービスの提供については、役務提供完了時点に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

また、一定期間にわたる契約の場合は、履行義務が一定期間にわたり充足されると判断し、期間に応じて収益を認識しています。商品及び製品の販売については、引き渡しが行われた時点で履行義務が充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しています。

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

当社は、国又は地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けています。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しています。

なお、損益計算書においては、受託工事金受入額及び工事負担金等受入額として特別利益に計上する とともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しています。 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、

連結計算書類と異なっています。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準 |等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の 期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 – 3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65 – 2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)を当事業年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響は軽微です。

(表示方法の変更に関する注記)

(指益計算書関係)

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しました。なお、前事業年度の「投資有価証券売却益」は、5百万円です。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

 減損損失
 一百万円

 鉄道事業固定資産
 82,324百万円

 自動車事業固定資産
 22,497百万円

 兼業事業固定資産
 286,704百万円

 各事業関連固定資産
 10,189百万円

 建設仮勘定
 7,004百万円

(2) 会計上の見積りの内容

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損 1,003百万円 関係会社株式 52,615百万円

(2) 会計上の見積りの内容

①金額の算出方法

当社は、関係会社株式の実質価額が著しく下落し、回復可能性が認められない場合は帳簿価額を実質価額まで減損処理しています。回復可能性の判定は、西鉄グループ第16次中期経営計画(2023年度〜2025年度)の最終年度目標の達成に向け、追加・修正を反映した2025年度計画を基礎とし、関係会社の合理的な事業計画や、過去の実績との乖離程度を含めて、各社の財政状態を個別に見積り判定しています。

②主要な仮定

各関係会社における実質価額の回復可能性の判定にあたっては、関係会社の合理的な事業計画の実施による利用客数の増加などにより実質価額が回復していくを仮定しています。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当社では、合理的な仮定に基づき、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判定していますが、将来予測にあたっては不確定要素が多く、今後、見直しが必要となった場合、関係会社株式評価損の計上が必要となる可能性があります。

374,182 百万円

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産81,443 百万円自動車事業固定資産21,872 百万円計103,316 百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金 29,347 百万円

(1年以内返済予定額を含む)

上記のほか、投資その他の資産には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく供託金 311百万円が含まれています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3. 事業用固定資産 有形固定資産 398,432 百万円 土地 135,295 百万円 建物 194,171 百万円 構築物 51,356 百万円 車両 9,335 百万円 その他 8,273 百万円 無形固定資産 3,282 百万円

4. 保証債務

下記の会社等の借入金及び営業取引に係わる債務に対し、次のとおり保証及び保証予約等を行っています。

/CI = T	注マケ
4年=1トイ	IT 가스

NNR Hotels International (Thailand)Co.,Ltd.	14,133 百万円
NNR Hotels International Taiwan Co.,Ltd.	1,252 百万円
NNR Realty Investments USA, Inc	1,046 百万円
NNR Hotels International Korea Co.,Ltd.	622 百万円
西鉄旅行㈱	544 百万円
九州メタル産業㈱	534 百万円
新栄町商店街振興組合	104 百万円
西鉄自然電力合同会社	85 百万円
マリンワールドPFI(株)	47 百万円
小 計	18,370 百万円
TF 約等	

保証予約等

福岡小松フォークリフト(株) <u>150</u>百万円 合計 18,520百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 12,264 百万円 長期金銭債権 9,992 百万円 短期金銭債務 60,154 百万円 長期金銭債務 915 百万円 6. 固定資産の取得価額から控除した 172,588 百万円 工事負担金等の圧縮記帳累計額

(損益計算書に関する注記)

1. 営業収益 173,070 百万円 2. 営業費 162,933 百万円 運送営業費及び売上原価 123,020 百万円 販売費及び一般管理費 17,515 百万円 諸税 8,337 百万円 減価償却費 14,059 百万円

 営業収益
 13,873 百万円

 営業費
 25,566 百万円

 営業費以外の営業取引
 118 百万円

 営業取引以外の取引高
 10,654 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 1,885 千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

17K7C176III.7K7C	
退職給付信託設定額	4,377 百万円
退職給付引当金	2,187 百万円
有価証券評価減	1,759 百万円
関係会社事業損失引当金	1,213 百万円
賞与引当金	893 百万円
固定資産減損	619 百万円
販売用不動産評価損	540 百万円
シニアマンション入居一時金	526 百万円
その他	2,346_百万円
繰延税金資産小計	14,464 百万円
評価性引当額	△ 4,203 百万円
繰延税金資産合計	10,261 百万円

繰延税金負債

派是 //显天良	
固定資産圧縮積立金	△ 7,059 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 5,370 百万円
退職給付信託設定益	△ 3,289 百万円
その他	△ 646 百万円
繰延税金負債合計	△ 16,366 百万円
繰延税金負債の純額	△ 6,104 百万円

(法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理)

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

							(+-12-12-2)
属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)1	科目	期末残高 (注)1
子会社	(株)二モカ	所有 直接100	資金の借入	資金の借入 (注)2	6,858	短期借入金	8,361
子会社	NNR Hotels International (Thailand)Co.,Ltd.	所有 直接99.9 間接 0.1	債務保証	債務保証 (注)3	14,133	-	_

(注)1.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれていません。

- 2.㈱ニモカは、西鉄グループ会社相互の余剰資金の融通の仕組みであるCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を利用しています。 なお、取引金額は、平均借入残高を記載しています。利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
- 3.金融機関からの借入金に対して保証したものであり、債務保証料は一般的な保証料等を勘案し協議のうえ決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1.1株当たり純資産額2,311円79銭2.1株当たり当期純利益257円78銭

(重要な後発事象に関する注記)

(固定資産(信託受益権)の譲渡)

当社は、保有する一部の固定資産(信託受益権)について、2025年4月4日に譲渡しました。 その概要は、次のとおりです。

1.譲渡の理由

当社は、不動産流動化によるファンドスキームでの外部資金の活用を推進し、資本効率の維持向上を図るため、当社の保有する 固定資産の一部を流動化し、譲渡いたしました。

2. 譲渡資産の内容

譲渡資産は、当社が福岡市内に保有するオフィスビル及び賃貸マンション合わせて3棟であり、譲渡益は3棟合計で約45億円です。 なお、譲渡益は譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る費用等の見積額を控除した概算額です。 本件譲渡は、本件不動産の所有権を信託銀行に移転したうえで、同日付で本件不動産に信託受益権を設定するとともに、 当該信託受益権を相手先へ譲渡するものです。

3. 譲渡先の概要

当該信託受益権は、当社の第2号私募ファンド案件で組成した合同会社NNRファンド第2号に対して譲渡いたしました。 なお、当社は譲渡先に匿名組合出資をしておりますが、その他に資本関係、人的関係、取引関係として特記事項はなく、関連当事者には該当しません。

4.譲渡の日程

契約締結日 2025年4月4日 物件引渡日 2025年4月4日

5.業績に与える影響

当該固定資産の譲渡により、2026年3月期第1四半期会計期間において、固定資産売却益約45億円を特別利益に計上する予定です。

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、 自己株式取得に係る事項について決議しました。

その概要は、次のとおりです。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものであります。 なお、自己株式の取得にあたっては、政策保有株式の保有目的に応じた保有規模の見直し等による売却資金を活用いたします。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類 当社普通株式(2)取得し得る株式総数 200万株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.57%)

(3) 株式の取得価額の総額 53億円(上限)

(4) 取得期間 2025年5月12日~2025年11月28日

(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け(立会外買付取引を含む。)

(ご参考) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 77,860,929株 自己株式数 1,499,257株

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社です。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

(1) 運輸業

電車、バス等による旅客の輸送サービスの提供を主に行っています。

輸送サービスには主に定期外収入と定期収入があり、定期外収入は顧客が目的地に着いた時点で履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しています。 定期収入は通用期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり均等に収益を認識しています。

取引の対価は前受金の受領、または、履行義務を充足した時点等に受領しています。

(2) 不動産業

オフィスビル・商業施設及び賃貸住宅等の施設の貸付や、戸建住宅や分譲マンションの販売を主に行っています。

施設の貸付は「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に従い、リース取引として、その発生期間に収益を認識しています。 戸建住宅や分譲マンションの販売は、顧客に住居が引き渡された時点で、顧客が当該資産に対する支配を獲得することから、引渡し時点で履行義務が充足されると判断し、 その時点で収益を認識しています。

取引の対価は履行義務を充足する前に概ね受領しています。

(3) 物流業

航空機や船舶等を利用して貨物を運送するサービスの提供を主に行っています。

貨物を運送するサービスについては、顧客と合意した地点に貨物が到着した時点で、顧客がその便益を享受できることから、履行義務が充足されると判断し、到着日に収益を認識しています。

取引の対価は履行義務を充足してから、概ね3ヶ月以内に受領しています。